## 新旧対照表

NI-	条文		新	削	改
No	旧•条文構成 (令和4年10月)	新·条文構成(令和5年10月)	規	除	訂
1	第1章 総則	第1章 総則			
2	第103条 受発注者の責務	第103条 受発注者の責務			
3		3.受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。	0		
4	第112条 打合せ等	第112条 打合せ等			
5	5.打合せ(対面)の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。	5.打合せ(対面)の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。			0
6	第140条 保険加入の義務	第140条 保険加入の義務			
7		2.受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。	0		